

令和2年3月27日(金)
和歌山県医療審議会配布資料

資料1

和歌山県医師確保計画(案)について

【概要版】

和歌山県福祉保健部健康局医務課

「保健医療計画」と「医師確保計画」「外来医療計画」の関係

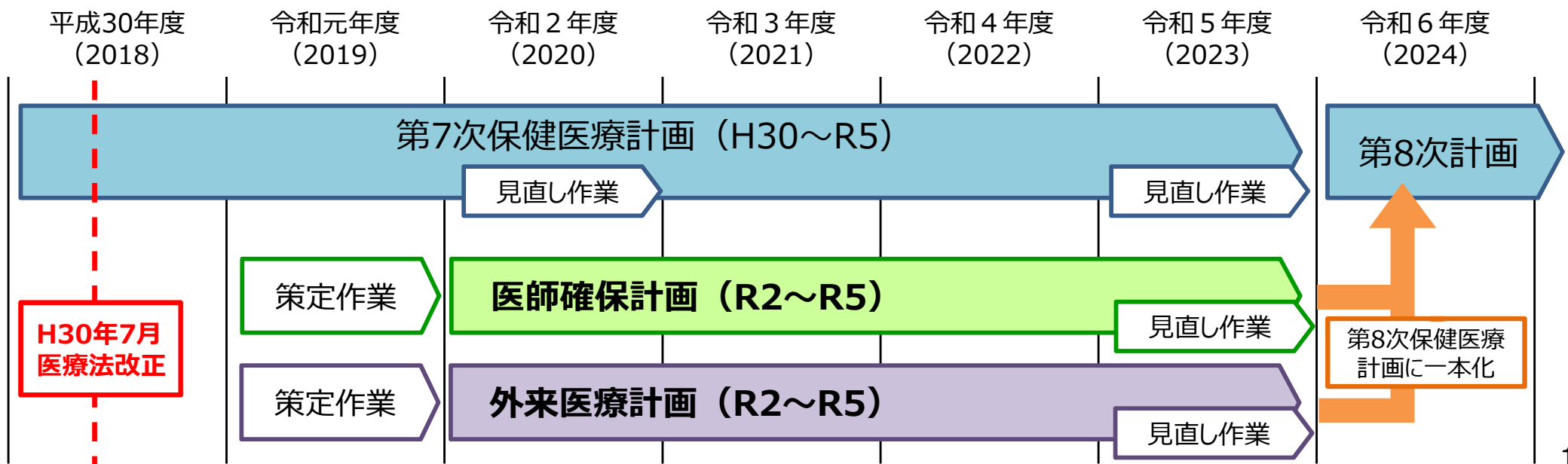
- ◆ 平成30年7月の医療法改正において、医療法第30条の4第2項の「医療計画」に定める事項に、次に掲げる事項が追加された

- ① 医師の確保に関する事項（これまでの医療従事者の確保に関する事項から医師だけを抜き出して策定）
- ② 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

【計画策定にあたってのルール】

- 国は、現状の医師数等をもとに、医療圏ごとの偏在指標を算定し、医師多数・少数の区分を設定
- 国は、計画策定の指針として、区分ごとの方針・目標数等を類型化したガイドラインを提示
- 県は、区分に応じて、医療圏ごとの方針・目標数・施策等を盛り込んだ医師確保・外来医療計画を策定

- ◆ 各計画の計画期間と見直し等のスケジュール



「医師確保計画」の概要と策定について

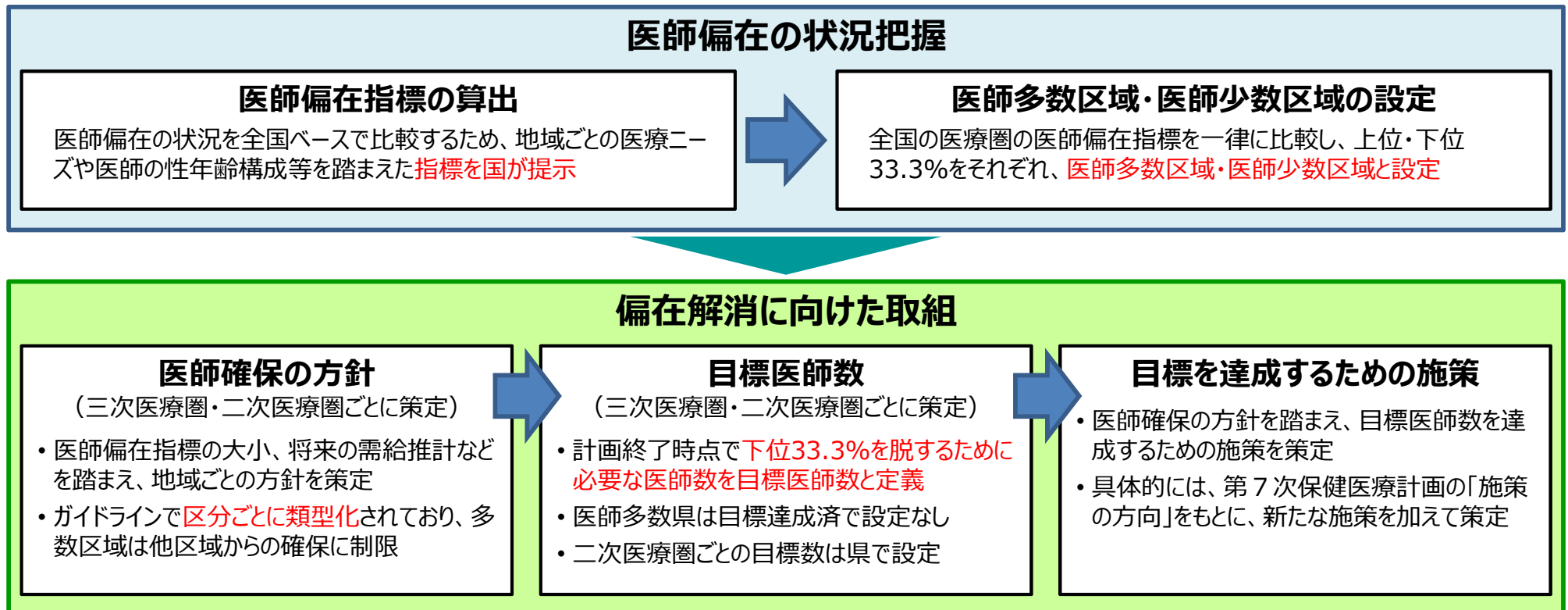
◆計画策定の背景

- 医師の総数は増加しているが、依然として医師の地域偏在が解消されていないことから、実効性のある医師偏在対策を推進するため、医療計画において定める事項に「**医師の確保に関する基本的な事項**」を追加

◆「医師確保計画」の概要

- 医療計画の「医療従事者の確保」から**医師に関する部分を抜き取り、別計画として策定する**
- 「医師確保計画」には、法定事項である「**方針**」「**目標数**」「**施策**」を盛り込む
- 4年間（R2～R5）の計画とし、次期計画は、第8次保健医療計画の一項目として組み込む
- 政策医療などの観点から、「**産科**」「**小児科**」に**限定した医師確保計画**も定める

◆計画の全体像



「医師確保計画」の構成案

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨及び目的
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間
4. 計画の見直し

第2章 本県における医師の状況

1. 医師をめぐる現状・課題
 - (1) 医師数
 - (2) 医師の養成・確保
 - (3) 医師の勤務環境
2. 医師偏在指標
 - (1) 医師偏在指標の考え方
 - (2) 医師偏在指標の算定方法
 - (3) 本県の医師偏在指標
3. 医師少数区域・医師多数区域等の設定
 - (1) 医師少数区域・医師多数区域の考え方
 - (2) 本県の医師少数区域・医師多数区域
 - (3) 医師少数スポットの設定

※赤枠は、今回の計画で新たに追加される項目

第3章 医師確保の方針と施策

1. 医師確保の方針
2. 目標医師数
3. 施策の方向
 - (1) 医師の派遣調整
 - (2) 勤務環境改善
 - (3) 特定診療科医師の確保
 - (4) キャリア形成支援
 - (5) 初期臨床研修医・専門研修医の確保
 - (6) 医学部定員の確保

第4章 産科・小児科における医師確保計画

1. 現状・課題
2. 産科・小児科における医師偏在指標
3. 相対的医師少数区域の設定
4. 産科・小児科における医師確保の方針
5. 偏在対策基準医師数
6. 施策の方向

第5章 計画の進行管理

1. 計画の推進体制
2. 施策の効果測定・評価

第2章 本県における医師の状況

◆本県の医師偏在の状況

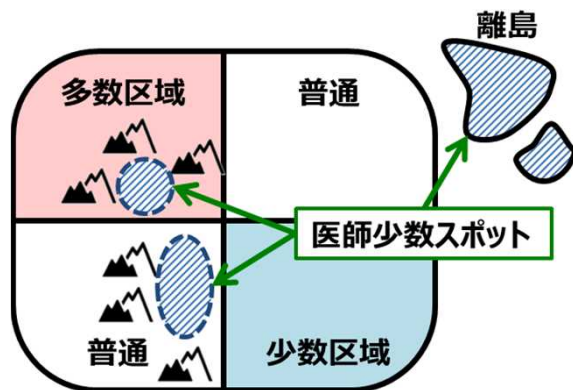
医療圏名		医師偏在指標	全国順位	多数・少数の区分(※)
全国		239.8		
和歌山県		260.3	10	多数
二次医療圏	和歌山	340.1	18	多数
	那賀	163.2	216	
	橋本	201.6	102	多数
	有田	160.0	230	少数
	御坊	225.7	75	多数
	田辺	199.7	106	多数
新宮		151.2	260	少数

※ 都道府県：16位以上が医師多数、33位以下が医師少数

※ 二次医療圏：112位以上が医師多数、224位以下が医師少数

◆医師少数スポットの設定

医師少数区域でない地域において、局所的に医師が少ない地域を「医師少数スポット」として定め、**医師少数区域と同様に取り扱うことができる**



◆国ガイドラインによる類型化

区分	医師少数区域	医師中程度	医師多数区域
三次医療圏	<ul style="list-style-type: none"> 医師増加を基本方針とする 医師多数県から確保可能 	<ul style="list-style-type: none"> 医師少数区域がある場合、医師多数県から確保可能 	<ul style="list-style-type: none"> 目標達成済として取り扱う 他県からの医師確保は不可 既存施策による確保は可能
二次医療圏	<ul style="list-style-type: none"> 医師増加を基本方針とする 他の圏域から確保可能 医師多数県の場合、県外からの確保は不可 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて医師多数区域の水準に至るまで確保可能 	<ul style="list-style-type: none"> 他の圏域からの確保は不可 既存施策による確保は可能

医師多数県・区域に該当することで、**新たな医師確保対策の立案が抑制される**

【本県の医師少数スポットの考え方】

- へき地医療を守るために医師を確保すべき地域を「医師少数スポット」として設定

〔設定基準〕

- へき地診療所が所在する地域
- へき地医療拠点病院が所在する地域
- へき地診療所に医師を常時派遣する公立病院等が所在する地域



第3章 医師確保の方針と施策

◆ 医師確保の方針

・ガイドラインにとらわれず、地域医療を堅持するために必要な医師を確保

- 医学部における「**地域枠**」を**継続**し、将来にわたって、地域医療を担う医師を確保する
- 初期臨床研修及び専門研修における募集定員を確保するとともに、研修体制を充実させることで、**研修医・専攻医を確保**する
- 勤務環境の改善や地域での指導体制の充実を図ることで、県内への医師の定着を促進し、地域の公立病院等の**勤務医を確保**する

◆ 主な施策の方向

・医師確保の方針に基づき、短期的・中長期的な施策を適切に組み合わせて実施

区分	施策の柱	主な施策（方向性）
短期	医師の派遣調整	・ 地域の医師不足と若手医師の指導体制の充実を図るための医師派遣システムの構築 等
	勤務環境改善	・ 医師の負担軽減を図るためのタスクシフト等の推進 等
	特定診療科医師の確保	・ 特定診療科での勤務を条件とする研修資金等貸与制度の活用 ・ 医師派遣を伴う共同研究や寄附講座の設置など、県外医育大学との連携強化 等
中期	キャリア形成プログラムの運用	・ 医師少数区域等における医師確保と派遣される医師の能力向上の機会の確保を両立するキャリア形成プログラムの策定 等
	初期臨床研修医・専門研修医の確保	・ 初期臨床研修募集定員の確保と県内臨床研修システム「和歌山研修ネットワーク」の充実 ・ 専門研修の定員確保と地域における指導体制の強化 等
長期	医学部定員の確保	・ 県立医大地域医療枠、近大医学部和歌山県枠の制度継続と医学部定員の確保 ・ 将来の医師確保を見据えた県立医大入学枠の見直し 等

◆ 目標医師数

・国が提示する目標数は、地域医療を堅持するための医師数ではないため、県としての目標数を併記

医療圏名	国が提示した目標医師数	県としての目標医師数	※参考（H28調査） 医療施設従事医師数
和歌山県	2,063人	3,090人	2,768人
二次医療圏	和歌山	739人	1,680人
	那賀	166人	188人
	橋本	126人	181人
	有田	107人	123人
	御坊	92人	153人
	田辺	214人	300人
	新宮	130人	143人

第4章 産科・小児科における医師確保計画

◆産科・小児科における医師偏在の状況

医療圏名	産科			小児科			
	偏在指標	全国順位	区分(※)	偏在指標	全国順位	区分(※)	
全国	12.8			106.2			
和歌山県	13.7	11		121.6	9		
二次医療圏	和歌山	15.7	47	119.2	66		
	那賀	14.9	62	120.6	56		
	橋本	11.9	115	87.6	195		
	有田	9.1	187	相対的少数	64.8	274	相対的少数
	御坊	11.3	125		157.7	15	
	田辺	10.3	153		147.6	18	
	新宮	10.8	139		77.2	239	相対的少数

※ 産科・小児科については、全国の周産期・小児医療圏のうち、下位33.3%が相対的医師少数区域

◆産科・小児科における医師確保の方針

・相対的少数区域以外においても、労働環境を鑑みれば、医師が不足していることから、さらなる確保を図る

- 県外からの確保を継続するとともに、県内で産科・小児科の専門研修を行う専攻医を確保する
- 勤務環境の改善や地域での指導体制の充実を図ることで、県内への医師の定着を促進し、公立病院等の勤務医を確保する
- 女性医師が離職せずに継続して勤務することができるよう、子育て支援対策などの充実を図る

◆偏在対策基準医師数

・国が提示する偏在対策基準医師数は、確保すべき医師数の目標ではないことから参考値とし、県全体としての目標医師数を設定



診療科	国が提示した偏在対策基準医師数	県全体としての目標医師数	※参考(H28)医療施設従事医師数
産科	72人	115人	104人
小児科	98人	170人	140人

◆産科・小児科における主な施策の方向

・医師確保の方針に基づき、短期的・中長期的な施策を適切に組み合わせて実施

施策の柱	主な施策(方向性)
産科・小児科医師の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返還免除付き研修資金等貸与制度の活用 ・ 県外医育機関との連携を継続 等
周産期医療・小児医療の提供体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産科・小児科を専攻する地域枠医師等を県内公立病院等に派遣 ・ 県立医科大学や関係機関と連携し、医療資源の集約化、重点化を推進 等